

指定管理者の指定について

指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和 6 年11月 5 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市東生涯学習センター	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡 野 文 孝
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦

名古屋市西生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市中生涯学習センター	さいたま市浦和区仲町 1 丁目12番 1 号 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片 山 安 茂
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市守山生涯学習センター	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也

2 指定の期間

(1) 中生涯学習センター

令和 7 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

(2) (1) 以外の施設

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(令和 6 年11月 5 日提出 生涯学習部生涯学習課)